

(第一部)

第七回 参議院内閣委員会 會議録 第十三号

(三五五)

昭和二十五年三月二十八日(火曜日)午後二時三十一分開会

本日の会議に付した事件

○特別調達庁設置法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○北海道開発法案(内閣送付)

○委員長(河井彌八君) これより内閣委員会を開会いたします。

先ず以て特別調達庁設置法の一部を改正する法律案、これを議題といたします。

政府より提案の理由及び内容等につきまして御説明を求めます。

○政府委員(根道廣吉君) 特別調達庁設置法の一部を改正する法律案の提案の理由を御説明いたします。

特別調達庁設置法は、昨年の六月一日から施行になったものであります。が、その後多少の状況の変化がありまして、本改正を必要とするに至りました次第でありまして、その概要を申し上げます。

第一は、審議会に関する規定を設けた点でありまして、特別調達庁には従来五つの審議会がありましたけれども、これを三つに整理いたしまして今度設置法に入れることにいたしましたわけでありまして、

第二は、来年度から終戦処理費の所管が、大蔵省所管から総務府所管に移ることになりましたので、これに際する規定を各部の所掌事務中に規定したことでありまして、

第三は、東京の特別調達庁を二つに分けて、一つは調達に関する企画立案及び地方局の指導監督に専念する本庁と、もう一つは調達の現業を行う東京調達局との二つに分離したことでありまして、

従来特別調達庁本庁は、全国の約四割に亘る調達の現業と同時に、地方局の監督とを併せ行っておりましたが、本庁が多量の現業事務をみずから行うことは適当でないと認めまして、本庁の従来の制度を改めまして、五部制を四部制に圧縮して企画立案と地方局の指導監督に専念する簡素強力な機構といたしまして、別に東京特別調達庁本庁の大部分の職員をもつて現業に専念する東京調達局を置くこととしたわけでありまして、

第四は、従来附則に規定してありましたが、地方局の「管財部」の名称を「管財部」に改めて、これを規定の第十六條中に移しまして、接収不動産事務等に解除不動産補償事務と解除財産処理事務に万全を期することとしたことでありまして、

第五は、附則に旧法による特別調達庁の職員で特別調達庁設置法による新機構に引継いだ職員の勤務年数等を恩給年限に通算することとしたことでありまして、

本改正案の概要は以上の通りでありますので、何とぞ速かに御審議をお願いいたしますと存じます。

○委員長(河井彌八君) この際何か御質問がありますれば御発言願います。

今日は大体の御説明だけを伺うことにいたしましたようにか。……一、二伺つて置きます。この改正の結果人員の異動はどうなりますか。それから経費の増減等はどうなりますか。それを御説明をお願いいたします。

○政府委員(根道廣吉君) この改正につきましては、経費及び人員については異動がないことになっております。

○委員長(河井彌八君) そうですか。もう一つ伺います。東京調達局を置くということになりますか、その組織はどういうふうになりますか。

○政府委員(根道廣吉君) 本庁の組織と、東京調達局の組織を今表によつて……従来特別調達庁の組織は官房とその外に五部になっております。その五部は経理部、契約部、技術部、促進監督部及び事業部であります。今度の東京特別調達局におきましては、その事業部の代り、先刻御説明申し上げました管財部というものがございまして、先刻申し上げた事業の内容を行うことになつております。新しくできまして、中央本庁は、前の、現在の特庁の官房が本庁の方に移りまして、二官房四部、それは財務部と、それから契約部と技術監督部、それから事業部であります。内容は大体現在の事業部がやつております。管財関係のことを扱ふことになつております。尚、不動産等に関する事務も、その管財部において併せ所掌することになつております。

○委員長(河井彌八君) 尚、人員の配置はどうなつておるかということも、今伺てなくてもよろしいですか、説明できれば……

○政府委員(根道廣吉君) 大体の区分けは、本庁は六百七十五名の予定になつております。それからその残数は約千六百でございまして、これは東京調達局ということに区分けしまして、現在の非常な膨大な業務を扱うことになつております。

○委員長(河井彌八君) 特別調達庁に關する審議は本日はこの程度に止めようと思ひますが、御異議ございせんか。

○委員長(河井彌八君) 御異議ないものと認めます。

○委員長(河井彌八君) 次は、北海道開発法案を議題といたします。これにつきまして、政府の御説明を願います。

○國務大臣(堀田甲子七君) 北海道開発法案の提案理由及びその内容の概略を御説明申し上げます。

国民経済の復興と人口問題の解決と、現在我が国が当面する緊急且つ重要な課題でありまして、そのために資源の開発を必要とすることは言うを俟たないものであります。国土の狭小な我が国によりましては、未開発資源の今尙豊富に存在する北海道を急速に開発することが国家的要請であると存するものであります。北海道の開発は明治の初半以来行われて来たのであります。

○委員長(河井彌八君) 次は、北海道開発法案を議題といたします。これにつきまして、政府の御説明を願います。

○委員長(河井彌八君) 御異議ないものと認めます。

○委員長(河井彌八君) 御異議ないものと認めます。

○委員長(河井彌八君) 御異議ないものと認めます。

が、四国の二倍に九州を加えた面積の地に、現在尙人口僅かに四百万人を擁するに過ぎず、その産業も概ね原始的段階の域を脱していない状態にあるのであります。

このような経済的後進地の開発は、総合的な計画の下に経費を重点的に使用するのでなければ、十分な効果を期待できないのであります。現在北海道開発事業は、関係各行政機関が個別に立案施行しているものであります。その間に総合性、統一性を欠き、北海道に投入される国の事業費の効果を發揮し其が遺憾の点が多いのであります。

これらの点に鑑みまして、政府は、同策として強力に北海道における資源の総合的な開発を行うことを緊急と考へ、これに關する基本的事項を規定するため、本法案を提案することにしたのであります。

次に、法案の内容の概要を御説明いたします。第一條は、この法律の目的を規定しているものであります。即ちこの法律は、北海道における資源の総合的な開発に関する基本的事項を規定することを目的とする旨を規定しているものであります。開発に關する基本的事項として、第二條以下に規定されている事項は、第一に、北海道総合開発計画に關する事項、第二に、北海道開発庁に關する事項、第三に、北海道総合開発審議会に關する事項であります。

第二條及び第三條は、北海道総合開発計画に關する規定であります。北海

道総合開発計画とは、北海道における土地、水面、山林、鉱物、電力その他の資源を総合的に開発するための計画を言うのでありまして、国は国民経済の復興及び人口問題の解決に資するため、北海道総合開発計画を樹立し、これに基き事業を昭和二十六年から実施する旨を規定し、国が同策として北海道の総合開発を強力に遂行する意図を明示したのであります。尚北海道開発計画は、国が樹立し、実施するのでありますが、これに関係地方公共団体の意向を十分に反映せしめる必要がありまして、関係地方公共団体が開発計画に関し、内閣に意見を申出ることができるとしたのであります。

第四條以下は、主として北海道開発庁に関する規定であります。北海道総合開発計画を樹立し、これを推進するためには、中央にこれを専管する強力な行政機関の存することを必要と考へ、新たに総理府の外局として、国務大臣を長とする北海道開発庁を設置することとしたのであります。

北海道開発庁は、北海道総合開発計画について調査し、立案する機関であります。同時に開発計画に基き事業の実施に関する関係行政機関の事務の調整及び推進にあたる権限を有するものとしておられます。

北海道総合開発計画は前述のように、昭和二十六年からの計画であります。が、北海道開発庁は、昭和二十五年年度においても同の執行する北海道の開発に関する事業に關し、必要な事項を調査することができるよう、附則に所要の規定を設けております。

北海道開発庁には、長官の下に次長以下の常勤の職員が置かれますが、別

に非常勤の參與十人以上が置かれることになっております。參與は、関係行政機関の職員のうちから長官が命じ、庁務に參與させるものでありまして、これにより北海道開発庁の任務の遂行に當り、関係行政機関との連絡協同につき遺憾なきを期せようとするものであります。

第八條から第十條までは、北海道開発審議会に関する規定であります。北海道総合開発計画の調査立案等に當つては、広く各方面の知識経験を活用する必要がありまして、北海道開発庁に附屬機関として、北海道開発審議会を置くこととしたのであります。

北海道開発審議会は、内閣府の議員、北海道知事、北海道議會議長及び学識経験のある者のうちから内閣総理大臣の任命する委員二十人以上で組織することとし、北海道総合開発計画に関する重要事項について調査審議して北海道開発庁長官に建議し、又北海道開発庁長官の諮問に應じて、調査審議することとしたのであります。

北海道の総合開発につきましては、事の重要性に鑑み、すでにこの法律案の骨子等について、学識経験者の意見を聞くため、事実上の審議会が開催されておつたのであります。これは北海道開発庁が設置されずとも必要となるわけでありまして、併し北海道開発庁は準備等の事情もあり、昭和二十五年六月一日から発足せしめることとしておりますので、それまでの間、右の審議会を法制化し、総理府の附屬機関たる北海道総合開発審議会とし、引き続き北海道の総合開発に関する施策を調査審議せしめ、北海道開発庁に引継ぐこととしたのであります。これに

關する規定を附則に設けたのであります。以上を以て法案の提案理由及び内容の概略の説明といたします。何とぞ貴重御審議の上、可決せられようをお願いいたします。

○委員長(河井彌八君) 本案についての質疑応答その他は次の委員会に譲りまして、本日はこれで散会しようと思ひますが、御異議ございませんか。

○委員長(河井彌八君) 御異議ないことを認めます。それでは本日はこれで散会いたします。

午後二時四十八分散会
出席者は左の通り。

委員長 河井 彌八君
理事 藤井 新一君
委員 門屋 盛一君
小杉 繁安君
竹下 豊次君
町村 敏貴君
三好 始君

政府委員 増田甲子七君
総理府事務官 鈴木 政勝君
紙間出典(局長) 根道 廣吉君
特別調査長官 堀井 啓治君
特別調査長官 岩永 賢一君
特別調査長官 小野 哲君
地方自治 政務次官

三月二十五日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、特別調査庁設置法の一部を改正する法律案
二、北海道開発法案

特別調査庁設置法の一部を改正する法律案
特別調査庁設置法の一部を改正する法律案
特別調査庁設置法(昭和二十四年法律第二百九十九号)の一部を次のように改正する。

日次中「第三章 地方支分部局」第十三條(第十六條)を「第三章 附屬機関(第十二條の二、第十三條、第十四條、第十五條、第十六條、第十七條)の方支分部局(第十三條、第十七條)の六」に改める。

第五條を次のように改める。
第五條 特別調査庁に長官官房及び左の四部を置く。
財務部
契約部
技術監督部
労働管理部
第六條第七項を次のように改める。
七 各部に次長各一人を置く。
第七條第九号を次のように改める。
九 法令案の審査その他総合調整

に關すること。
第八條から第十二條までを次のように改める。
(財務部)
第八條 財務部においては、庁費以外の経費処理費及び解除物件処理費並びにこれに伴う特別収入の経理に關することをつかさどる。
(契約部)
第九條 契約部においては、終戦処理事業費及び終戦処理業務費並びに解除物件処理費による契約に關することをつかさどる。但し、不動産及びこれに附屬する動産の調達並びに不動産の返還に伴う契約に關することを除く。
(技術監督部)
第十條 技術監督部においては、左の事務をつかさどる。
一 工事、役務及び需品(不動産及びこれに附屬する動産以外の物)をいう。以下同じ。の設計及び積算に關すること。
二 工事、役務及び需品に要する資材の需給に關すること。
三 工事の実施、役務の提供及び需品の納入の促進、監督及び考査に關すること。
第十一條 削除
(労働管理部)
第十二條 労働管理部においては、左の事務をつかさどる。
一 連合同の要求する労働者に關すること。
二 需品の管理、出納及び輸送に關すること。
三 終戦処理事業費による不動産及びこれに附屬する動産の調達及びこれらの物の評価に關する

に關すること。
第八條から第十二條までを次のように改める。
(財務部)
第八條 財務部においては、庁費以外の経費処理費及び解除物件処理費並びにこれに伴う特別収入の経理に關することをつかさどる。
(契約部)
第九條 契約部においては、終戦処理事業費及び終戦処理業務費並びに解除物件処理費による契約に關することをつかさどる。但し、不動産及びこれに附屬する動産の調達並びに不動産の返還に伴う契約に關することを除く。
(技術監督部)
第十條 技術監督部においては、左の事務をつかさどる。
一 工事、役務及び需品(不動産及びこれに附屬する動産以外の物)をいう。以下同じ。の設計及び積算に關すること。
二 工事、役務及び需品に要する資材の需給に關すること。
三 工事の実施、役務の提供及び需品の納入の促進、監督及び考査に關すること。
第十一條 削除
(労働管理部)
第十二條 労働管理部においては、左の事務をつかさどる。
一 連合同の要求する労働者に關すること。
二 需品の管理、出納及び輸送に關すること。
三 終戦処理事業費による不動産及びこれに附屬する動産の調達及びこれらの物の評価に關する

に關すること。
第八條から第十二條までを次のように改める。
(財務部)
第八條 財務部においては、庁費以外の経費処理費及び解除物件処理費並びにこれに伴う特別収入の経理に關することをつかさどる。
(契約部)
第九條 契約部においては、終戦処理事業費及び終戦処理業務費並びに解除物件処理費による契約に關することをつかさどる。但し、不動産及びこれに附屬する動産の調達並びに不動産の返還に伴う契約に關することを除く。
(技術監督部)
第十條 技術監督部においては、左の事務をつかさどる。
一 工事、役務及び需品(不動産及びこれに附屬する動産以外の物)をいう。以下同じ。の設計及び積算に關すること。
二 工事、役務及び需品に要する資材の需給に關すること。
三 工事の実施、役務の提供及び需品の納入の促進、監督及び考査に關すること。
第十一條 削除
(労働管理部)
第十二條 労働管理部においては、左の事務をつかさどる。
一 連合同の要求する労働者に關すること。
二 需品の管理、出納及び輸送に關すること。
三 終戦処理事業費による不動産及びこれに附屬する動産の調達及びこれらの物の評価に關する

に關すること。
第八條から第十二條までを次のように改める。
(財務部)
第八條 財務部においては、庁費以外の経費処理費及び解除物件処理費並びにこれに伴う特別収入の経理に關することをつかさどる。
(契約部)
第九條 契約部においては、終戦処理事業費及び終戦処理業務費並びに解除物件処理費による契約に關することをつかさどる。但し、不動産及びこれに附屬する動産の調達並びに不動産の返還に伴う契約に關することを除く。
(技術監督部)
第十條 技術監督部においては、左の事務をつかさどる。
一 工事、役務及び需品(不動産及びこれに附屬する動産以外の物)をいう。以下同じ。の設計及び積算に關すること。
二 工事、役務及び需品に要する資材の需給に關すること。
三 工事の実施、役務の提供及び需品の納入の促進、監督及び考査に關すること。
第十一條 削除
(労働管理部)
第十二條 労働管理部においては、左の事務をつかさどる。
一 連合同の要求する労働者に關すること。
二 需品の管理、出納及び輸送に關すること。
三 終戦処理事業費による不動産及びこれに附屬する動産の調達及びこれらの物の評価に關する

に關すること。
第八條から第十二條までを次のように改める。
(財務部)
第八條 財務部においては、庁費以外の経費処理費及び解除物件処理費並びにこれに伴う特別収入の経理に關することをつかさどる。
(契約部)
第九條 契約部においては、終戦処理事業費及び終戦処理業務費並びに解除物件処理費による契約に關することをつかさどる。但し、不動産及びこれに附屬する動産の調達並びに不動産の返還に伴う契約に關することを除く。
(技術監督部)
第十條 技術監督部においては、左の事務をつかさどる。
一 工事、役務及び需品(不動産及びこれに附屬する動産以外の物)をいう。以下同じ。の設計及び積算に關すること。
二 工事、役務及び需品に要する資材の需給に關すること。
三 工事の実施、役務の提供及び需品の納入の促進、監督及び考査に關すること。
第十一條 削除
(労働管理部)
第十二條 労働管理部においては、左の事務をつかさどる。
一 連合同の要求する労働者に關すること。
二 需品の管理、出納及び輸送に關すること。
三 終戦処理事業費による不動産及びこれに附屬する動産の調達及びこれらの物の評価に關する

北海道開発庁には、長官の下に次長以下の常勤の職員が置かれますが、別を調査審議せしめ、北海道開発庁に引継ぐことといたしたいと考え、これに

地方自治 小野 哲君

九 法令案の審査その他総合調整

こと。

四 連合国の需要を解除された不動産及び需品の管理及び返還に関すること。

五 不動産の記録に関すること。
「第三章 地方支分部局」を「第四章 地方支分部局」に改め、第十二條の次に次の一章を加える。

第三章 附屬機関

(附屬機関)
第十二條の二 特別調査庁に、左の附屬機関を置く。

調査役務審議会
中央調査不動産審議会
調査芸術審議会
(調査役務審議会)

第十二條の三 調査役務審議会(以下「役務審議会」という。)は、特別調査庁長官の諮問に応じ、設計、測量その他の技術的事項及び連合国の教育映画等の日本語版又は外国語版の編輯製作並びに調査されたホテル等の運営に関する調査役務について調査審議する機関とする。

2 役務審議会は、特別調査庁長官及び委員五十人以上で組織する。

3 特別調査庁長官は、役務審議会の会長として、会務を総理する。

4 役務審議会に、特に必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

5 委員は、関係行政機関の職員及び設計、測量その他の技術的事項、若しくは教育映画等の編輯製作又はホテル等運営に関する学識経験のある者のうちから、特別調査庁長官が任命する。

(中央調査不動産審議会)

第十二條の四 中央調査不動産審議会(以下「中央不動産審議会」という。)は、特別調査庁長官の諮問に応じ、調査不動産及びこれに附屬する不動産の評価についてその基準その他一般的事項を調査審議する機関とする。

2 中央不動産審議会は、委員二十人以上で組織する。

3 委員は、関係行政機関の職員並びに不動産及びこれに附屬する不動産の評価に關し学識経験のある者のうちから、特別調査庁長官が任命する。

4 中央不動産審議会に、学識経験のある者のうちから任命された委員の互選により、会長一人を置く。

5 会長は、会務を総理する。

(調査芸術審議会)
第十二條の五 調査芸術審議会(以下「芸術審議会」という。)は、特別調査庁長官の諮問に応じ、芸術に關する調査役務について調査審議する機関とする。

2 芸術審議会は、特別調査庁長官及び委員三十四人で組織する。

3 特別調査庁長官は、芸術審議会の会長として、会務を総理する。

4 委員は、関係行政機関の職員及び芸術に關し学識経験のある者のうちから、特別調査庁長官が任命する。

第十二條の六 前三條に定めるものの外、第十二條の二の審議会の組織、所掌事務、委員の任期その他これらの審議会に關し必要な事項は、政令で定める。

第十五條中「仙台特別調査局 仙台市」

第十六條第一項中「左の四部を置く。」を「局長官房及び左の五部を置く。」に、「促進監督部」を「促進監督部」に改める。

第十六條の次に次の一條を加える。

(附屬機関)
第十七條 特別調査局に、附屬機関として、地方調査不動産審議会(以下「地方不動産審議会」という。)を置く。

2 地方不動産審議会は、特別調査局長の諮問に応じ、当該特別調査局の管轄区域内にある調査不動産及びこれに附屬する不動産の評価について調査審議する機関とする。

3 地方不動産審議会は、委員三十人以上で組織する。

4 委員は、関係行政機関の職員並びに不動産及びこれに附屬する不動産に關し学識経験のある者のうちから、特別調査局長が任命する。

5 地方不動産審議会に、学識経験のあるもののうちから任命された委員の互選により、会長一人を置く。

6 会長は、会務を総理する。

7 前六項に定めるものを除く外、地方不動産審議会の組織、所掌事務、委員の任期その他地方不動産審議会に關し必要な事項は、政令である。

附則第六項を次のように改める。

6 旧法による特別調査庁の役員又

仙台特別調査局 仙台市

は参事若しくは主事(以下「旧職員」と總稱する。)であつてこの法律施行の際附則第二項但書の規定により恩給法(大正十二年法律第四十八号)第十九條第一項に規定する公務員となつたものに同法を適用する場合においては、その者の公務員としての在職年の計算については、その在職年数に、旧職員となつた日の属する月から昭和二十四年五月まで旧職員としての在職年数に相当する年月数を加えたものによる。但し、昭和二十五年四月三十日までに、特別調査庁長官に文書をもつて反対の意思を表示した者に対しては、この限りでない。

7 厚生年金保険法(昭和十六年法律第六十号)の適用については、前項本文の規定の適用を受ける者の旧職員としての在職年数、その者の厚生年金保険法による被保険者であつた期間に算入しない。

附則第七項中「特別調査庁又は特別調査局」を「特別調査局」に改め、同項を附則第八項とする。

附則

この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

北海道開発法案

北海道開発法

(この法律の目的)

第二條 この法律は、北海道におけ

る資源の総合的な開発に關する基本的事項を規定することを目的とする。

(北海道総合開発計画)

第二條 国は、国民経済の復興及び人口問題の解決に寄與するため、北海道総合開発計画(以下「開発計画」という。)を樹立し、これに基き事業を昭和二十六年度から当該事業に關する法律(これに基き命令を含む。)の規定に従い、実施するものとする。

2 開発計画は、北海道における土地、水面、山林、鉱物、電力その他の資源を総合的に開発するため、の計画とし、その範圍については、政令で定める。

(関係地方公共団体の意見の申出)
第三條 関係地方公共団体は、開発計画に關し、内閣に対して意見を申し出ることができる。

(北海道開発庁の設置)
第四條 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第三條第二項の規定に基いて、總理府の外局として、北海道開発庁を設置する。

2 北海道開発庁の長は、北海道開発庁長官とし、同務大臣をもつて充てる。

(北海道開発庁の所掌事務の範圍及び権限)
第五條 北海道開発庁は、開発計画について調査し、及び立案し、並びにこれに基き事業の実施に關する事務の調整及び推進にあたる。(北海道開発庁に置かれる特別な職)
第六條 北海道開発庁に次長一人を

置く。

2 次長は、長官を助け、庁務を整理する。

第七條 北海道開発庁に、參與十人以上を置き、庁務に參與させる。

2 參與は、関係行政機関の職員のうちから、長官が命ずる。

3 參與は、非常勤とする。

(北海道開発審議会)

第八條 北海道開発庁に北海道開発審議会(以下「審議会」という。)を置く。

第九條 審議会は、開発計画に関する重要事項について、調査審議し、その結果に基づいて北海道開発庁長官に建議することができる。

2 審議会は、北海道開発庁長官の諮問に応じ、開発計画に関する重要事項について調査審議する。

第十條 審議会は、左に掲げる若につき、内閣総理大臣が任命する委員二十人以上で組織する。

一 衆議院議員のうちから衆議院が指名した者 五人

二 参議院議員のうちから参議院が指名した者 三人

三 北海道知事

四 北海道議会議長

五 学識経験のある者 十人以上

2 委員の任期は、二年とする。但し、委員に欠員が生じた場合における補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。委員は、再任されることが出来る。

3 委員は、非常勤とする。

4 審議会の会長は、委員のうちから互選する。会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

5 会長は、会務を総理する。

6 前項に定めるものを除く外、審議会の議事及び運営に關し必要な事項は、審議会が定める。

(職員)

第十一條 北海道開発庁に置かれる職員の任免、昇任、懲戒その他人事管理に關する事項については、国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)の定めるところによる。

(定員)

第十二條 北海道開発庁に置かれる職員は、別に法律で定め

る。

附則

改める。

附則第五項を附則第七項とし、附則第四項の次に次の二項を加える。

5 北海道における資源の総合的開発に關する施策を調査審議させるため、昭和二十五年六月一日まで、総理府の附屬機関として北海道総合開発審議会を置く。

6 前項の北海道総合開発審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、同項に定

改める。

附則第五項を附則第七項とし、附則第四項の次に次の二項を加える。

5 北海道における資源の総合的開発に關する施策を調査審議させるため、昭和二十五年六月一日まで、総理府の附屬機関として北海道総合開発審議会を置く。

6 前項の北海道総合開発審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、同項に定

改める。

附則第五項を附則第七項とし、附則第四項の次に次の二項を加える。

5 北海道における資源の総合的開発に關する施策を調査審議させるため、昭和二十五年六月一日まで、総理府の附屬機関として北海道総合開発審議会を置く。

6 前項の北海道総合開発審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、同項に定

第十八條中

行政
管理
法(昭
和二十
三年七
月七
日法律
第七十
七号)

を

行政
管理
法(昭
和二十
三年七
月七
日法律
第七十
七号)

北海道
開発
法(昭
和二十
五年法
律第
十五
号)

政
府
設
置
法
(昭
和二十
五年法
律第
十五
号)

第十七條中「行政管理局」を「北海道開発庁」に改める。

3 総理府設置法の一部を次のように改正する。

第十七條中「行政管理局」を「北海道開発庁」に改める。

2 北海道開発庁は、第五條の規定にかかわらず、昭和二十五年度において国の施行する北海道の開発に關する事業に關し、必要な事項を調査することができる。

1 この法律は、昭和二十五年六月一日から施行する。但し、附則第三項の規定中総理府設置法(昭和二十四年法律第百二十七号)附則第五項及び第六項の改正規定は、同年四月一日から施行する。

2 北海道開発庁は、第五條の規定にかかわらず、昭和二十五年度において国の施行する北海道の開発に關する事業に關し、必要な事項を調査することができる。

1 この法律は、昭和二十五年六月一日から施行する。但し、附則第三項の規定中総理府設置法(昭和二十四年法律第百二十七号)附則第五項及び第六項の改正規定は、同年四月一日から施行する。

2 北海道開発庁は、第五條の規定にかかわらず、昭和二十五年度において国の施行する北海道の開発に關する事業に關し、必要な事項を調査することができる。

1 この法律は、昭和二十五年六月一日から施行する。但し、附則第三項の規定中総理府設置法(昭和二十四年法律第百二十七号)附則第五項及び第六項の改正規定は、同年四月一日から施行する。

2 北海道開発庁は、第五條の規定にかかわらず、昭和二十五年度において国の施行する北海道の開発に關する事業に關し、必要な事項を調査することができる。

1 この法律は、昭和二十五年六月一日から施行する。但し、附則第三項の規定中総理府設置法(昭和二十四年法律第百二十七号)附則第五項及び第六項の改正規定は、同年四月一日から施行する。

2 北海道開発庁は、第五條の規定にかかわらず、昭和二十五年度において国の施行する北海道の開発に關する事業に關し、必要な事項を調査することができる。

1 この法律は、昭和二十五年六月一日から施行する。但し、附則第三項の規定中総理府設置法(昭和二十四年法律第百二十七号)附則第五項及び第六項の改正規定は、同年四月一日から施行する。

2 北海道開発庁は、第五條の規定にかかわらず、昭和二十五年度において国の施行する北海道の開発に關する事業に關し、必要な事項を調査することができる。

1 この法律は、昭和二十五年六月一日から施行する。但し、附則第三項の規定中総理府設置法(昭和二十四年法律第百二十七号)附則第五項及び第六項の改正規定は、同年四月一日から施行する。